



島根県報

平成21年9月8日（火）

号外 第 152 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立都市公園の指定管理者の募集

（都 市 計 画 課） 2

公 告

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年 9 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものである。

平成17年4月から、本公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってきたところであるが、指定期間が平成22年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する公園の概要

(1) 浜山公園

ア 所在地 出雲市浜町・大社町北荒木地内

イ 公園規模 面積54.9ヘクタール

ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(2) 石見海浜公園

ア 所在地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内

イ 公園規模 面積147.3ヘクタール

ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(3) 万葉公園

ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内

イ 公園規模 面積48.4ヘクタール

ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等

3 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

4 指定管理者が行う業務

(1) 都市公園の運営に関する業務

(2) 都市公園の維持管理に関する業務

(3) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務

(4) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る。）

(5) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）で定める事項

5 指定の期間

平成22年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費等

(1) 委託額

ア 浜山公園

支出見込額 187,342千円（維持管理費）

収入見込額	34,998千円
年間委託額	152,344千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
5年間の委託額	761,720千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
イ 石見海浜公園	
支出見込額	143,954千円（維持管理費）
収入見込額	16,326千円
年間委託額	127,628千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
5年間の委託額	638,140千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
ウ 万葉公園	
支出見込額	38,450千円
収入見込額	923千円
年間委託額	37,527千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
5年間の委託額	187,635千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とする。

イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし毎月支払う。

7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 申請の手続

(1) 申請書

島根県都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。以下「規則」という。）に定める様式第12号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

- ア 指定管理者に応募する理由
- イ 都市公園の管理運営に当たっての基本方針
- ウ 利用者サービスの向上策
- エ 緊急時（利用者の事故又は災害等）の体制及び対策並びに防災対策
- オ 利用者の要望の把握及び実現策
- カ 自主事業実施計画
- キ スポーツ教室の実施計画（浜山公園に限る。）

- ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る。）
- ケ 職員の研修体制
- コ 苦情等の未然防止と対処方法
- サ 平成22年4月1日から業務を遂行するための移行計画（現指定管理者以外の法人等のみ。）
- シ 現に従事している職員の雇用についての考え方（現指定管理者以外の法人等のみ。）
- ス 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）
- セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）
- ソ 地域との連携及び地域振興についての考え方

(3) その他申請に必要な書類

- ア 指定管理期間の収入見込並びに管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳
- イ 有料公園施設の利用料金設定表
- ウ 法人等の活動実績書（規則に定める様式第13号）
- エ 法人等が、過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書
- オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書
- カ 誓約書

(4) 提出部数

正本1部（(3)のオにあっては、原本1部）及び副本8部

(5) 提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限
平成21年10月19日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成21年10月19日（月）午後5時必着とする。
- イ 提出先
18に記載する場所
- ウ 提出方法
郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

9 募集要項等の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成21年9月8日（火）から平成21年10月9日（金）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

18に記載する場所
また、島根県ホームページに掲載する。

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

説明会に出席を希望する応募者は、平成21年9月25日（金）正午までに18に記載する場所まで連絡すること。

(1) 浜山公園

- ア 開催日時 平成21年9月28日（月） 午前10時から正午まで
- イ 開催場所 浜山公園体育館多目的室

(2) 石見海浜公園

ア 開催日時 平成21年 9 月29日（火） 午後 1 時30分から午後 3 時30分まで

イ 開催場所 石見海浜公園管理センター

(3) 万葉公園

ア 開催日時 平成21年 9 月29日（火） 午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県益田合同庁舎第 1 会議室（5 階）

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った都市公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること（浜山公園に限る。）。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、プレゼンテーションの期日までに申請者に連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成21年10月下旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

12 指定管理者の指定、協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11の(2)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成21年12月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

13 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

14 個人情報保護に関する事項

指定管理者には、公園の管理運営を行うに当たり島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）第 9 条の 2 の規定により、個人情報の適正な取扱義務が課せられる。具体的な内容については、島根県と指定管理者が締結する協定書で定める。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅

速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

17 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があつたとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があつたときは、失格とする。

(3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化、管理体制が整わないこと等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 申請に当たっては、島根県立都市公園条例、規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。

18 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

(1) 郵便番号 690-8501

(2) 住 所 島根県松江市殿町1番地

(3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ

(4) 電話番号 0852-22-5210

(5) ファクシミリ 0852-22-6004